

平成28年2月  
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会  
定例会会議録

平成28年2月24日 開会  
平成28年2月24日 閉会

平成28年第1回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会2月定例会会議録

13時32分 開議

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第1号 平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合一般会計予算  
議案第2号 平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事特別会計予算  
議案第3号 平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算  
議案第4号 平成28年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について  
議案第5号 平成27年度新川地域介護保険組一般会計補正予算(第3号)について  
議案第6号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政手続条例の制定について  
議案第7号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政不服審査会条例の制定について  
議案第8号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合特別会計条例の制定について  
議案第9号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ施設及び設備整備基金条例の制定について  
議案第10号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第11号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビの広告放送に関する条例の制定について  
議案第12号 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について  
議案第13号 新川地域介護保険組合課設置条例の全部改正について  
議案第14号 新川地域介護保険組合情報公開条例の全部改正について  
議案第15号 新川地域介護保険組合個人情報保護条例の全部改正について  
議案第16号 新川地域介護保険組合情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について  
議案第17号 新川地域介護保険組合職員定数条例の全部改正について  
議案第18号 新川地域介護保険組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について

- 議案第 19 号 新川地域介護保険組合職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 議案第 20 号 新川地域介護保険組合財政調整基金条例の全部改正について
- 議案第 21 号 新川地域介護保険組合介護認定審査会条例の全部改正について
- 議案第 22 号 新川地域介護保険組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 議案第 23 号 新川地域介護保険組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について
- 議案第 24 号 新川地域介護保険組合の休日を定める条例の全部改正について
- 議案第 25 号 新川地域介護保険組合広告式条例の全部改正について
- 議案第 26 号 新川地域介護保険組合議会の定例会の回数に関する条例の全部改正について
- 議案第 27 号 新川地域介護保険組合議会委員会条例の全部改正について
- 議案第 28 号 新川地域介護保険組合監査委員に関する条例の全部改正について
- 議案第 29 号 新川地域介護保険組合行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正について
- 議案第 30 号 新川地域介護保険組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について
- 議案第 31 号 新川地域介護保険組合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について
- 議案第 32 号 新川地域介護保険組合職員の定年等に関する条例の全部改正について
- 議案第 33 号 新川地域介護保険組合職員の服務の宣誓に関する条例の全部改正について
- 議案第 34 号 新川地域介護保険組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の全部改正について
- 議案第 35 号 新川地域介護保険組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について
- 議案第 36 号 新川地域介護保険組合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について
- 議案第 37 号 新川地域介護保険組合議員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
- 議案第 38 号 新川地域介護保険組合の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部改正について
- 議案第 39 号 新川地域介護保険組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の全部改正について
- 議案第 40 号 新川地域介護保険組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の全部改正について
- 議案第 41 号 新川地域介護保険組合長期継続契約を締結することができる契約を定め

- る条例の全部改正について
- 議案第 42 号 新川地域介護保険組合介護保険条例の全部改正について
- 議案第 43 号 新川地域介護保険組合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の全部改正について
- 議案第 44 号 新川地域介護保険組合指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について
- 議案第 45 号 新川地域介護保険組合地域包括支援センターの設置者が順守すべき基準を定める条例の全部改正について
- 議案第 46 号 新川地域介護保険組合介護保険円滑導入基金条例及び介護従事者処遇改善基金条例の廃止について
- 議案第 47 号 富山県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 議案第 48 号 富山県町村公平委員会共同設置規約の変更の件

(提案理由説明 理事長)

(休憩) 全員協議会開催 議案細部説明及び個別事項説明

(再開) 質疑

#### 第 4 一般質問

#### 第 5 討論・表決

(議案第 1 号)

(議案第 2 号及び議案第 4 号)

(議案第 3 号)

(議案第 5 号)

(議案第 6 号及び議案第 7 号)

(議案第 8 号から議案第 12 号まで)

(議案第 13 号及び議案第 17 号から議案第 20 号まで)

(議案第 14 号から議案第 16 号まで)

(議案第 21 号から議案第 23 号まで)

(議案第 24 号から議案第 45 号まで)

(議案第 46 号)

(議案第 47 号及び議案第 48 号)

#### 第 6 議会運営に関する調査について (委員長報告・質疑・表決)

### 本日の出席議員（9人）

1番	木島 信秋 君	2番	谷口 弘義 君
3番	高野 早苗 君	4番	成川 正幸 君
5番	鬼原 征彦 君	6番	松田 俊弘 君
7番	中瀬 範幸 君	8番	水野 仁士 君
9番	加藤 好進 君		

### 説明のため出席した者

理事長	堀内 康男 君	副理事長	笹島 春人 君
副理事長	笹原 靖直 君	監査委員	角丸 貴之 君
会計管理者	本瀬 稔夫 君	事務局長	中 伸之 君
事務局総務課長	能登 昌幸 君	事務局給付係長	若林 仁美 君
事務局認定係長	矢木 恭江 君	事務局管理係長	吉野 秀樹 君

### 職務のため出席した者

黒部市福祉課長	山本 勝 君
黒部市企画政策課長	有磯 弘之 君
入善町健康福祉課長	小堀 勇 君
入善町企画財政課長	竹島 秀浩 君
朝日町健康課長	清水 明夫 君
朝日町企画政策室長	小杉 嘉博 君
CATVセンター所長	野坂 真佐仁 君
CATVセンター総務係長	宮崎 香織 君

○議長（鬼原 征彦君）定刻になりましたので、ただ今から2月定例会を開催いたします。三寒四温ともうしますか、春の訪れが待ち遠しい今日この頃でございます。今日の2月定例会、どうぞよろしくをお願いします。

本日、2月定例会が招集されましたところ、ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しましたので、これより平成28年第1回新川地域介護保険組合議会2月定例会を開会いたします。

監査委員から、例月出納検査の報告がありました。お手元に配布したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、本日の会議に入ります。会議規則第19条の規定により作成いたしました議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

#### 「会議録署名議員の指名」

○議長（鬼原 征彦君）日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、「高野 早苗君」、「松田 俊弘君」以上2名を指名いたします。

#### 「会期の決定」

○議長（鬼原 征彦君）日程第二、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日2月24日の1日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君）ご異議なしと認め、会期は「1日間」と決定いたします。

#### 「議案第1号から議案第48号」

○議長（鬼原 征彦君）次に日程第三、「議案第1号から議案第48号まで」以上48件を一括議題といたします。

理事長より、提案理由の説明を求めます。理事長「堀内 康男君」

（提案理由説明）

○理事長（堀内 康男君）どちら様も、ご苦勞様でございます。

本日ここに、平成28年第1回新川地域介護保険組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、本組合の重要諸案件をご審議いただきますことに対し深く敬意を表します。

それでは、議案の説明に先立ちまして、介護保険事業の取組みについて概要を申し上げます。

本年度は、第6期介護保険事業計画の初年度ということで、大きな制度改正があった年でありませぬ。

中でも大きな改正は、介護報酬が平均 2.27%引き下げられたことと、要支援者の訪問介護・通所介護が新しい総合事業として、地域支援事業へ移行したことであります。新しい総合事業へ本年度から取り組み始めたのは、県内では当組合だけであり、総合事業における新しい介護予防事業もいくつか開始し、いち早く介護サービスの充実に努めたところであります。

また、指定事業者による新しいサービスにつきましても、本年度中に開始を予定しており、来年度も新たなサービスを増やすこととしております。

介護職員不足が叫ばれる中、今後も地域の皆さんの力をお借りしながら、高齢者の介護を社会全体で支え合うしくみから、地域とともに支え合う新たなしくみへと転換し、元気な高齢者が少しでも長く活躍できる社会、地域の高齢者が自分らしく生き生き暮らせる社会を目指して、地域包括ケアシステムを構築してまいりたいと考えております。

一方、本年度の介護給付費についてであります。報酬引き下げと要支援者の訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に加え、介護職員不足による一部の入所施設での利用制限の影響により、介護サービス利用日数や利用回数が増加したものの、10月までの実績で前年度と比較して0.5%の減少となっております。

また、介護給付費に次いで大きな事業であります地域支援事業費につきましては、新しい総合事業に取り組み始めたことにより、前年度より5割程度増加の決算見込みとなっております。介護給付費と合わせた事業費は、1%あまりの増加となります。

予算に対する執行状況は、入所施設での利用制限に伴う給付費の減少による影響を除けば、概ね第6期事業計画に沿った執行となっております。

介護施設整備につきましては、第6期事業として、本年度、公募により、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護など新たに6つの事業者を選定し、整備を開始しております。

応募のなかったサービス施設もございましたので、来年度以降も、構成市町と情報交換を密にしながら当該事業者の選定に努めてまいります。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号から議案第3号の予算についてであります。来年度からケーブルテレビ事業が新川広域圏事務組合から当組合へ移管されることから、議案第3号のCATV事業特別会計が追加となっております。

一方、本年度までの一般会計は、主に介護保険事業の事務費を扱う議案第1号の一般会計と介護給付費を扱う議案第2号の介護保険事業特別会計に区分して合わせて3つの会計となっております。

まず、「議案第1号 平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、1億9,600万4千円で、前年度当初予算と比較しまして408万7千円、率にして2.0%

減となっております。

ここで申し上げます前年度予算とは、平成 27 年度一般会計予算を平成 28 年度予算の項目に対応するよう区分した当初予算であります。議案第 2 号につきましても同様でございます。

一般会計予算の主な歳入は、構成市町からの事務費経常分担金及び派遣職員人件費分担金であります。

予算が減額となりました主な要因は、制度改正に伴う介護保険システム改修費がなくなったことでもあります。

次に、「議案第 2 号 平成 28 年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、79 億 8,840 万 1 千円で、前年度当初予算と比較しまして 2 億 6,114 万 3 千円、率にして 3.3%増となっております。

歳出予算の主なものについて申し上げます。

保険給付費につきましては、74 億 8,456 万 7 千円を計上いたしたところであり、前年度に比べ 1 億 7,075 万 9 千円、2.3%の増となっております。

内訳といたしましては、介護サービス給付費に対前年度比 2 億 7,812 万 8 千円、4.0%増の 71 億 8,867 万 8 千円を計上しております。

この内、特別養護老人ホームなどの入所 3 施設の施設サービスは、平成 27 年度・28 年度ともに施設整備予定がなく 0.1%減のほぼ横ばいとなっており、一方、居宅サービスは、地域密着型サービス施設の整備を実施していくことやサービス利用増が見込まれることから、8.8%の増額となっております。

また、介護予防サービス給付費は、要支援の方の訪問介護と通所介護について、予防給付から地域支援事業への移行が 4 月まで続くことから、対前年度比 1 億 1,320 万 1 千円、率にして 42.4%減の 1 億 5,379 万 7 千円となっているところであります。

次に、地域支援事業費についてであります。今ほど申しました予防給付からの移行分の増加に伴い、前年度に比べ 21.9%、8,416 万 5 千円増の 4 億 6,809 万 5 千円を計上しております。

内容は、総合事業で実施する訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス、要支援・要介護状態になることを予防する一般介護予防事業、構成市町に設置されております地域包括支援センターが事業の拠点となり、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する包括的支援事業などであり、総合事業の訪問型・通所型サービスを除き、事業のほとんどを構成市町に委託実施するものであります。

次に、組合直営事業の主なものといたしまして、介護相談員派遣事業、低所得者で認知症を伴う方のグループホーム入居に係る費用をグループホーム事業者に助成する事業、介護従事者が情報交換し、職員同士の交流を深めるための事業などであります。

これら歳出予算の財源には、主に保険給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分として、国県支出金、構成市町分担金、第 2 号被保険者の保険料を原資とした支払基金交付金、及び第 1 号被保険者の保険料を充当いたします。

また、構成市町の分担金は、当該分担金の分賦(ぶんぷ)の額及び納付期日について、議会の議決が必要とされ、「議案第 4 号」として提出しているところであります。



次に、「議案第3号 平成28年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、10億4,377万1千円で、前年度当初予算と比較しまして5億2万8千円、率にして47.9%の増額となっております。

ここで申し上げました前年度予算とは、平成27年度新川広域圏事務組合CATV事業特別会計における当初予算であります。

予算が大きく増額となりました理由は、本年度、新川広域圏事務組合で持っておりますケーブルテレビ施設及び設備整備基金5億1,383万3千円につきまして、平成28年度に新川広域圏事務組合より交付を受け、そのまま当組合の基金として積み立てるための予算を計上したことによります。当該基金に積み立てるための予算を除きますと、金額として376万1千円、率にして0.7%の減額となっております。

CATV事業特別会計予算の主な歳入は、視聴者の皆さんにご負担いただくCATV使用料であります。

また、歳出における事業費は、CATV運営事業費のみであり、主な歳出の内訳は、障害対応等の修繕料や光熱水費などの需用費が1億2,353万8千円、施設保守管理や番組制作などの委託料が1億953万円、番組購入料や機器リース料などの使用料及び賃借料が2億3,306万7千円などとなっております。

次に、「議案第5号 平成27年度新川地域介護保険組合一般会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

補正額は、8万9千円の追加でありまして、補正後の予算総額を80億4,023万9千円とするものであります。

内容は、財政調整基金の運用益を基金に積み立てるためのものであります。

次に、条例関係の議案について申し上げます。

「議案第6号」から「議案第12号」は、新たに制定するもので、その内「議案第6号」及び「議案第7号」は行政不服審査法改正に伴い、条例制定が求められたことによるものであります。

「議案第8号」から「議案第12号」は、ケーブルテレビ事業の移管に伴い制定するもので、その内「議案第8号」は特別会計を設置するためのものであります。

「議案第9号」から「議案第11号」は、新川広域圏事務組合にて制定されておりましたケーブルテレビ事業に関する条例を当組合において制定するものであります。

「議案第12号」は、ケーブルテレビ事業の指定管理者への管理移行のための新規の条例であります。

「議案第13号」から「議案第45号」は、条例の全部を改正するもので、その内「議案第13号」及び「議案第17号」から「議案第20号」までは、ケーブルテレビ事業の移管に伴い所要の改正をするものであります。

「議案第14号」から「議案第16号」並びに「議案第21号」から「議案第23号」までは、法令や制度の改正に伴い所要の改正をするものであります。

「議案第24号」から「議案第45号」までは、規約変更に伴う組合名称の変更による改正でありま

す。

最後に、規約の変更に関する議案について申し上げます。

「議案第47号」及び「議案第48号」は、当組合の名称の変更に伴う各規約の変更についてであります。

以上、本日提出いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。

何卒、慎重ご審議の上、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（鬼原 征彦君）ありがとうございました。議案の細部説明を聞くため、暫時休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後3時35分 再開

「再開」

○議長（鬼原 征彦君）休憩前に引き続き会議を開会いたします。

日程第三の議事を継続し、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鬼原 征彦君）質疑ないものと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（鬼原 征彦君）日程第四、「一般質問」を行います。通告者は4名であります。念のため発言順を申し上げます。1番目「谷口 弘義君」、2番目「松田 俊弘君」、3番目「成川 正幸君」、4番目「高野 早苗君」以上であります。順次、発言を許可いたします。なお、質問時間は答弁時間を含め25分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に「2番 谷口 弘義君」

○2番（谷口 弘義君）それでは2項目質問させていただきます。厚生労働省は、介護保険制度で要介護1、2の認定者の訪問介護のサービスを見直す方針のため、訪問介護で行っている買い物、調理等生活支援サービスを保険給付の対象から外すとの報道がありました。そこでお聞きします。

訪問介護のサービスを受けている要介護1、2の人は、当組合管内で何名おられるのでしょうか。各自治体別に何名か教えてください。サービスが不要と思われるのに受けている人はいるのか、この3点について教えてください。

訪問介護にはどのようなサービスがあるのでしょうか。見直しの対象と言われている調理、買い物サービスの役割は「単なる調理、買い物」なのでしょう。

調理、買い物のサービスが保険から外れると利用者の負担増となり、心身機能、生活機能の維持回復・向上に支障が出るのが予想されます。このような制度の改悪はやめるように政府に求めるべきと私は考えます。教えてください。

次に、介護職員処遇改善加算についてであります。

昨年8月議会で、介護職員処遇改善加算を導入した事業所について、詳細な報告がありました。それ以降、介護職員処遇改善加算を導入した事業所はあるのでしょうか。私は昨年8月議会で、あまりにもハードルが高いため、せつかくの制度が利用できないとの小規模事業所の声があることを伝えました。小規模事業所も処遇改善加算制度を導入しやすくなるよう国に求めることが必要と考えますが、教えてください。

処遇改善加算を導入した事業所では、介護職員の賃金、手当、臨時給等にどのように反映されたのか、教えてください。当組合管内の介護職員の賃金は、私は低すぎると思いますが、組合の考えはどうか、また、基本的な賃金がどのような状況なのか教えてください。

○議長（鬼原 征彦君） それでは、答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは、谷口議員のご質問にお答えいたします。1つ目の項目の1点目、「訪問介護のサービスを受けている要介護1、2の人の人数等について」お答えいたします。

当組合管内における、12月利用分の実績によりますと、要介護1または要介護2で訪問介護サービスを受けておられる方は、全体として306名で、黒部市においては132名、入善町においては107名、朝日町においては67名の方が利用者されております。なお、介護サービスにおいては、ケアマネジャーの適正な介護利用計画に基づき、サービス支給が行われているものであり、不要なサービス支給はないものと考えております。

次に、2点目の「訪問介護のサービスは何があるのか。見直しの対象と言われている調理、買い物サービスの役割は何か。」と、3点目の「調理、買い物サービスが保険から外れると利用者が負担増となり、心身機能、生活機能の維持回復・向上に支障がでることが予想される。このような制度の改悪はやめるように政府に求めるべきと考えるがどうか。」については、関連がありますので併せて、お答えいたします。

見直しの対象とされている要介護1、2に対する調理、買い物サービスにつきましては、生活援助として、日常生活を送る上で必要不可欠な家事について、利用者本人がひとりでできない部分について在宅生活支援を目的として、提供されるサービスであります。このサービスは、食事、排泄、入浴、移動などの身体介護と同じように利用者の生命維持、生活継続に直結する支援サービスとして、必要で重要なサービスであると考えられます。サービスの見直しが行われるとの報道があったところではありますが、現時点においては、見直しの詳細についての明らかな情報は、把握できていないため、当組合としましては、今後の国の動向を注視しながら、制度に基づき、適正かつ効果的なサービス提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の項目「介護職員処遇改善加算について」の1点目「昨年の8月議会以降増えた事業者は」についてであります。新たに加算を取った事業者は、現在のところありませんが、新たに加算の取得を検討している事業者はございます。

次に、2点目の「小規模の事業所等も導入しやすくなるように国に求めることが必要と考えるかどうか。」についてお答えいたします。

介護職員処遇改善加算は、現在区分Ⅰ～Ⅳまで設けられており、区分Ⅰ及び区分Ⅱの加算を取得している事業所においては、管内の約9割が取得しており、これらの加算の取得の要件としましては、事業所が、長期的に介護人材の確保・定着の推進が図られるよう、介護職員が将来展望をもって、介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切に実施されていること、また、職員のスキルアップに努めていることを求めているものであり、当組合としまして、これらの要件のもとで、事業所、職員双方が、適正な処遇で働く職場環境の整備に努めていくことが重要であると考えております。ただし、少ない人数で運営している事業所においては、職員研修などの参加が困難で、処遇改善加算が取得できないなどの事情がある場合があります。小規模な事業所の職員が参加しやすい職員研修の開催について、当組合として、国・県などに充実に努めていただくよう、働きかけてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「介護職員処遇改善加算制度を導入した事業所の職員への賃金、手当、臨時給等への反映」についてお答えいたします。

管内における加算の反映については、新たな加算Ⅰが追加される前の平成26年度実績として、組合で把握できた事業所の状況は、平均16,990円の改善が行われております。反映の内訳ですが、64事業所の内、基本給として反映した事業所が13事業所、基本給と賞与としてが14事業所、基本給と手当としてが4事業所、基本給と手当と賞与としてが3事業所、手当としてが10事業所、賞与としてが16事業所、一時金としてが4事業所となっております。今年度における新たな加算Ⅰを加味した実績は、まだ確定しておりませんが、新たな加算Ⅰが追加されたことにより、改善金額は増加する見込みであります。

次に、4点目の「当組合管内の介護職員の賃金等は低いと思わないか。基本的な賃金はどのような状況なのか。」についてお答えいたします。

基本的な賃金とは、通常、国の構造基本統計調査などに用いられる場合は、所定内給与額をいい、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給された現金給与額のうち、深夜勤務手当、休日出勤手当などの超過労働給与額を差し引いた額が用いられております。介護職員の賃金の実態といたしましては、公益財団法人介護労働安定センターにおいて行われた「平成26年度介護労働実態調査」によりますと、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談の介護職の所定内賃金の平均は、215,077円となっております。また、厚生労働省において実施している「平成26年賃金構造基本統計調査の概要」による一般労働者の賃金は、299,600円という結果になっており、それぞれの調査において、平均年齢、勤続年数、性別構成比等に違いがありますので、単純な比較はできませんが、低い状況にあるのではないかと考えられます。当組合管内の事業所における平均賃金につきましても、介護労働実態調査による賃金とあまり大きな差はないものと推定しております。以上です。

#### 「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）はい。再質問を受けます。「谷口弘義君」

○2番（谷口 弘義君）それでは再質問をいたします。質問の1番目のサービス（買い物、調理）

については、決して不要なサービスではないとの答弁でありました。また、サービスの見直しは確定していないからはっきりとは分からないとのことでしたが、つい最近の新聞記事ですけれども、介護保険制度の見直しが2月17日から始まるとありました。始まっていないのではなく、始まっているんですよ。サービスを外すことは介護保険組合として政府に対し止めた方がいいと意見する必要があると思います。これについて答えてください。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） お答えいたします。訪問介護における調理と買い物を保険の制度から外すというような審議が始まったと思います。ただ、介護保険の対象から外すということですので、全額自己負担になるのか、或いは自治体の事業に移行するのかが決まっていないので、完全に個人に負担させるということであれば、当然働きかけは必要だと思います。ただ、地域支援事業のように他のサービスに移行するというのであれば全額自己負担ではないので、その制度改正がどのようになるのかを見守りながら対応していきたいと思っています。

○議長（鬼原征彦君） はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君） 今、答弁されたように、はっきりと決まっていないんですね。ただ、こういった新聞報道がされるということは、2月17日から社会保障審議会が始まったということで、年内に結論を出し、来年の通常国会にかけるといいますから、どうなるかわからない、ではないと思います。当組合管内で家事支援事業というのはどのような状態なのでしょう。教えてください。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） はい。例えば黒部市シルバー人材センターなどが、家事支援、生活援助だけの事業を実施しておられます。朝日町でも同じような事業がありますが、実際に利用するとすると介護サービスと違い1割負担ではないため費用負担が増えますが、事業者がないわけではありません。

○議長（鬼原 征彦君） はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君） 次の質問ですが、先ほど言われた賃金は平成26年度の国の基本的な賃金でした。当組合管内の介護職員の平均的な賃金を教えていただけませんか。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 今ほど回答しました事業所につきましては、本年度加算Ⅰを取得している64事業所について、独自調査させていただいたものであります。その事業所においては、平均22万円程度となっております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君）実は、ハローワークに行き 20 事業所の求人票を見てきました。初任給ではありますが、基本給と手当を合わせて賃金が一番高い事業所は 20 万 7 千円、黒部市民病院のキャリアールでした。安いところだと 15 万円とか 16 万円なんです。何を思って 21 万円と言うのですか。教えてください。

○議長（鬼原 征彦君）それでは答弁を願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）これはあくまでも介護職員処遇改善加算における報告の平均でありますので、中身については承知しておりません。

○議長（鬼原征彦君）はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君）私が聞きたいのは、基本給の問題です。それと、厚生労働省の統計では、平均 304,000 円、介護福祉施設において 218,900 円となっているんです。これが平成 26 年度です。これより大分低いのだから、何かが含まれているのではないですか。例えば、基本給に夜勤手当や資格手当を含んでいるのではないですか。

○議長（鬼原 征彦君）それでは答弁を願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）超過勤務手当や夜勤勤務手当などは基本給に入っていないと認識しております。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君）「入っていないと思います」ではなく、どうなのかと聞いているんです。

○議長（鬼原 征彦君）はい。質問時間が少なくなっておりますので答弁は簡潔に願います。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）処遇改善加算の制度としては当然厚生労働省の基本賃金等を加味しておりますので、言われた通り加算において出てきた賃金におきましては、手当のようなものは入っていないと思っています。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君）処遇改善加算と、基本給は違うでしょう。きちんと分けて答えていただかないといつまでもすれ違いになります。もし（基本給が）わかれば、そういうものを除いて教えてください。処遇改善加算のことではないですよ。ハローワークの求人票に基づいてもいいですから

おっしゃってください。

○議長（鬼原 征彦君）はい簡潔に。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君）それについては細かいことまでは分かりません。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「谷口議員」

○2番（谷口 弘義君）分からないということですので、これで質問を終わります。

[25分経過のベル]

○議長（鬼原 征彦君）はい、時間となりましたので質問を終了します。次に「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）私は大きく分けて2点質問します。まず、総合事業についてであります。

政府は昨年4月に介護報酬を引き下げたことで、特に通所介護施設の経営が立ちいかなくなるのではと心配されています。12月議会で当組合管内の通所介護事業所への給付は、前年と比べ介護給付で△5.2%、予防給付で△17.3%と報告されましたが、合わせると事業所への影響はどれぐらいのマイナスになるか教えてください。

ところで、総合事業の導入にあたって当局は要支援の方の訪問や通所サービスは、これまでと同様のサービスを受けられると答えてきました。それでは、新規に要支援になった方で、これまでと同様のサービスを申し込んだ場合には、それらのサービスは提供されるのでしょうか。事業所によっては、要支援者の受け入れを制限せざるを得ないと述べている所もありますが、そのようなことが実際にあるのか教えてください。

次に介護職員不足についてです。先ほど理事長が述べられましたが、介護職員不足が全国で問題になっています。新川でも介護事業所の経営者は、職員不足で大変頭を痛めております。また、現場で働く介護職員の皆さんにますます負担がかかっていると聞いています。そこで具体的にお聞きします。

入善町の社会福祉法人が産休や退職などによる職員不足で、ショートステイの受け入れを制限していると聞きますが、実態はどうか。また退職の主な理由は何か、教えてください。

新川の高齢者も受け入れていた魚津の社会福祉法人のショートステイが、この3月で廃止になると聞くが事実か。事実とすればその理由は何か。さらに入善町内の老健施設でも、受け入れを制限していると聞くが実態はどうか。その理由は何か、合わせて教えてください。介護事業所の経営者は、介護報酬の引き下げが職員の確保をますます困難にしていると述べています。介護報酬の引き下げが新川の介護にも影響を与えていると思うがどうか教えてください。

12月県議会では、政府に対し、「介護報酬の引き上げを含む見直し等に向けた検討を行うこと」や、「介護従事者の処遇改善を確実にいき、介護従事者の確保定着を図るよう」求める意見書が全会一致で採択されました。これについてどう思うか、聞かせてください。以上です。

○議長（鬼原 征彦君）それでは答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは松田議員の質問にお答えいたします。

1つ目の項目の1点目「介護報酬の引き下げで、通所介護事業所への給付は前年と比べ介護給付で△5.2%、予防給付で△17.3%との報告だったが、合わせると事業所への影響はどれくらいマイナスになるか。」について、お答えいたします。

今回の介護報酬改定は、高齢者の暮らしを地域で支える「地域包括ケアシステム」の実現に向け、在宅中重度者や認知症高齢者への支援を強化するため、そうした方々に対し、質の高い介護人材を効率的かつ効果的に配置して、限られた人材を有効に活用することによって介護保険制度の持続可能性を高めることを視野に入れたものであります。そのため、通所介護事業所では、中重度者や認知度の高い認知症高齢者を一定数受け入れた場合の加算などが強化されるとともに、介護人材確保のための新たな処遇改善加算が追加されたところであります。一方、より軽度の方々への支援は、ボランティアなど専門職以外の介護人材に担ってもらうことを主眼に、要支援の方々の介護サービス費である予防給付がより大きい引き下げとなったものと考えております。介護報酬の引き下げにより、当組合管内の通所介護においては、サービス1回当たりの給付費が、介護給付で平均△5.2%、予防給付で平均△17.3%となったところであります。事業所への影響額につきましては、サービス1回当たりの給付費が下がった一方、利用回数が前年度と比較して約2.9%増加したことから、各事業所の4～12月給付実績値は、所得に応じて2割負担となった利用者の影響額を加味して、対前年比平均△2.0%となっております。

次に、2点目の「新規申込者が訪問型や通所型サービスでこれまでと同様なサービスを申し込んだ場合、それらのサービスは提供されるのか、事業所が、要支援者の受け入れを制限しているようなことはないか。」について、お答えいたします。

総合事業の訪問型や通所型サービスの利用の対象となるのは、65歳以上の要支援認定者または第1号被保険者のうち、基本チェックリストにより、事業対象者に該当した方であり、この対象となった方が、地域包括支援センター等において、介護予防支援を目的としたケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメントにより、サービス提供が決定されるため、これまでと同様のサービス提供が必要であると判断されれば、適正なサービスが提供されるものであります。また、管内におけるこれらのサービスの提供事業所として、総合事業のみなし指定を受けている事業所において、要支援者の受け入れの制限はないものと認識しております。

次に、2つ目の項目の1点目「入善町の社会福祉法人におけるショートステイの受け入れ制限」についてであります。同法人において、地域密着型特別養護老人ホームが平成27年4月に開設されたことにより、5名の職員がショートステイから異動し、現在5名が産休に入り職員不足となっております。施設に確認したところ、退職者はいないとのことであり、日勤のパート職員5名を確保したものの、夜勤の介護職員が不足しており、利用制限の解除には至っていない状況であり、今後夜勤が可能な介護職員を5名確保できれば、元の定員での受け入れが可能になるとのことです。

次に、魚津市の社会福祉法人のショートステイの廃止についてであります。魚津市に確認したところ、利用人数の減少で、採算がとれない為、廃止に至ったとのことであり、また、入善町の老健施設での受け入れ制限についてであります。現在定員150名のところ120名程度に受け入れ制限しており、退職により現在、介護職員6名が不足している状況となっております。

次に、2点目の「事業所の経営者は、介護報酬の引き下げが職員の確保をますます困難にしてい



ると述べている。介護報酬の引下げが新川の介護にも影響を与えていると思うがどうか。」と3点目「12月県議会において、政府に対する介護報酬の引き上げを含む見直しや介護従事者の確保等」を求める意見書が採択されたことについてどう思うか。」について、併せてお答えいたします。

本年4月以降、居宅系サービスの事業者のうち廃止・休止した事業者は、通所介護、認知症対応型通所介護事業所でそれぞれで1カ所、また、施設系サービスの事業者が提供する入所及び短期入所サービスにおいて、定員を制限して受け入れているという状況となっており、介護報酬の引下げに加え、介護職員の担い手が不足しているという要因により、事業者の経営は、どのサービス事業者においても、厳しい状況にあると認識しております。

12月県議会において、介護保険にかかる政府への意見書が採択されたということであり、今後更なる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支えるためにも、これらの意見が国に届き、介護に必要不可欠である事業所の経営が少しでも改善されるよう願っております。不足する介護職の人材確保は、なかなか容易なことではありませんが、これまで、要支援者など軽度者への予防支援に携わってこられた介護職の人材が、より重度の方への支援に重点をおくことができるよう、住民によるボランティア、NPO、民間企業などの人材による地域主体で提供が図られる訪問型サービス、通所型サービスをはじめとする要支援者を対象にした総合事業の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 「再質問」

○議長（鬼原 征彦君） それでは、再質問を受け付けます。「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君） ようやく理事長も当局も介護報酬の引き下げが新川の介護に影響していると分かったのだと思います。とくに、県議会でこういった意見書が全会一致で採択されるというのは珍しいと思います。それだけ各県議会議員の皆さんは、地元の実態に危機感を持っているのだと思います。そこでですね、新川はもっと危機感を持たなくてはいけないと思うんです。県が県西部の福祉協議会に調査させた資料をご覧になったと思います。介護事業所の人材確保に関する調査の中間報告書というのが求められています。前回12月議会で谷口議員が少しだけ言われましたけれども、もう少し細かく見たところ、現在の市町村別の介護職員の不足数が報告されているようです。例えば一定の資格を持った職員の不足数が全県で7.4%なんですけど、黒部市はそれより低いんですよ。5.5%です。ところが下新川では11%なんです。数で言うと、下新川で足りないのが51.6人です。これは一定の資格を持った方ですから、訪問介護職員も含めると58人。黒部市は22人ということですが、他と比べても下新川の状況がものすごく厳しいんです。東に行けばいくほど大変厳しい状況になってきているというのが、今ほど当局から説明されたことから私は明らかだと思います。下新川の介護というのも、破綻寸前だということですよ。このことに対して、どう取り組んでいくのか。それぞれの自治体も問題ある取り組みにしていかななくてはいけないと思いますが、介護保険組合も真剣にやっついていかないと、施設はあるが人を受けられないというところがどんどん広がっていきますよ。このことについて、せっかくですから、副理事長はどのように認識しておられるのかお答えいただけますか。

○議長（鬼原 征彦君） それでは、答弁を求めます。「笹島 副理事長」

○副理事長（笹島 春人君）今ほどご指摘があったとおり、介護報酬引き下げ等による施設の介護従事者が不足するという状況は、今改めて数字を見て痛感しております。こういった中で、施設があるにも関わらずなかなか利用ができない状況を深刻に受け止めて、今後いかに介護職員を確保していくか、私ども各自治体が介護保険組合とともに真剣に考えていくべきだと考えております。また色々ご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鬼原 征彦君）それでは「笹原副理事長」

○副理事長（笹原 靖直君）今ほど笹島副理事長が言われましたとおり、新川地区としては理事長を中心に連携していかなければならないと思っております。朝日町独自としましては、昨年からの介護職員が働きやすい環境を整えていくために支援体制を整えているところであります。介護従事者確保のための民間自治体アパートの増設、そして新年度には、院内保育を設置することを織り込んでおります。

○議長（鬼原 征彦君）はい、「松田 俊弘君」

○6番（松田 俊弘君）それぞれの市町当局の皆さんは本当に頑張っておられると思います。そこで、去年の11月でしたが、私ども厚生労働省に出向いて話をしてきました。入善町の実態について、人手不足のため施設が利用できないと。報酬の加算がこのような影響していると伝えたのですが、厚労省の担当者はすごく冷たい対応でした。私達はそのようなことは聞いていない、地方からそのような声は聞いていないと。だから改善する意思もないんです。幸い県議会からこのような意見書が出て本当に嬉しく思います。各市町長方には、ぜひ厚生労働省に直接実態を訴えてきてほしいんです。そうでもしないと厚労省は足を踏み出さないとと思うんです。入善、朝日町だけでなく、黒部市にもお願いしたいと思うのですがどうでしょうか。

○議長（鬼原 征彦君）答弁をお願いします。「堀内 理事長」

○理事長（堀内 康男君）厚労省へ行く機会もありますので、実態について説明し訴えていきたいと思っております。厚労省というのは、全国平均的な考えで介護保険制度を行っております。制度は国が作り、我々はそれに従って効率的・効果的な運営をしていくのが役割だと思っております。その中でとくに今、新川管内においては有効求人倍率もはるかに超えている中で、この業種だけでなくすべての中小事業が人材確保に苦勞しているという実態を国は全く理解しておりません。地方創生など必要ないのではというように言われることも多々ありますので、全国平均的な見方ではなく、地域の実情に応じた取組みについて（厚労省には）お願いしていきたいと思っております。

○議長（鬼原 征彦君）以上で松田議員の質問を終了いたします。次に、「成川 正幸君」

○4番（成川 正幸君）それでは質問に従いまして2点質問させていただきます。まずはケーブルテレビ事業についてです。

平成 28 年 4 月 1 日からケーブルテレビ事業が開始されるにあたり、組合ホームページに「事業の移管により、さらに地域に密着した番組制作と介護予防番組の充実を目指します」とあります。また今後、各自治体でも地域包括支援センターの機能強化の中で、介護予防教室や地域サロンが各地区少人数で運営されていくことが予想されます。そういったことから介護予防教室や地域サロンに支援・連携するような番組を検討していただきたいと考えますが、放送時間や内容などの番組編成は、現場との調整が必要です。ケーブルテレビ事業運営に当たり、組合としてどのように進めていくのか伺います。

次に、平成 28 年 4 月施行の法改正について です。

法改正により、居宅サービスとして行っていた通所介護のうち平成 28 年 3 月 31 日時点で利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行されるとあります。移行されると他組合である魚津市などと新規利用者の行き来が出来なくなることから、施設事業運営や利用者の選択などの幅が狭まる事が予想されます。そういったことから、現在、他組合から、若しくは他組合への利用者数はどれくらいあるのか。また、事業者への周知はできているのか伺います。以上です。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは成川議員の質問にお答えいたします。まず、1 つ目の項目であります「ケーブルテレビ事業について」お答えします。

現在、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルにおきましては、介護に関する事業の紹介や行事などの案内番組、また、テレビをご覧の皆さんに介護予防体操を実践していただける指導番組などを、各市町の放送枠の中で放送いたしております。これらの番組につきましては、介護が必要な方々やそのご家族だけではなく、地域で福祉や介護に携わるボランティアの方々への支援も兼ねた放送となっております。地域での介護予防教室や地域サロンなど身近なところで、定期的に体を動かしたり、会話を楽しんだりすることは、介護予防対策として大変重要なことであり、これからも、行事の案内や活動状況などをお知らせしていくとともに、ボランティアでそうした活動の指導や知識の啓発に関わる方々の負担の軽減につながるような有意義な番組となるよう努めてまいります。今後は、各市町や関係の機関とも調整、連携を図りながら、組合独自の放送時間枠を設定するなど、介護に関する統一的な番組づくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の項目の「本年 4 月施行の法改正に伴う小規模通所介護事業所への対応」についてお答えいたします。

新たな制度では、通所介護の利用定員が 18 人以下の事業所は、本年 4 月 1 日から地域密着型通所介護へ移行されます。現在当組合から管外の通所介護事業所を利用しておられる要介護の方は、平成 27 年 12 月利用で 30 名、その内、定員が 18 人以下の通所介護事業所を利用しておられる方は魚津市での利用が 6 名、それ以外の市町村での利用が 2 名となっております。また、魚津市から当組合管内の定員 18 人以下の通所介護事業所を利用しておられる要介護の方は 1 名であります。地域密着型サービスにつきましては、その組合管内や市町村の被保険者のみがサービス利用可能となっておりますが、施行時の経過措置によって、本年 3 月 31 日以前の既存の利用者は、それぞれの保険者である組合や市町村の指定があったものとみなされるため、事業所の所在市町村の被保険者だけでなく、当該市町村以外の被保険者も引き続き利用することが可能となっております。一方、

新規利用者につきましては、保険者である組合や市町村がお互いに合意した場合は、当該保険者の事業所指定を受けることにより、組合や市町村のエリアを越えてのサービス利用が可能となります。魚津市との間におきましては、お互い合意をして、事業所指定の申請があれば指定を認める方向で協議検討をしているところであり、事業者への周知につきましては、既に該当の11の事業所への案内を終えております。

#### 「再質問」

○議長（鬼原 征彦君）はい。再質問を受けます。「成川議員」

○4番（成川 正幸君）それでは再質問いたします。まず、ケーブルテレビ事業についてです。

先日、某大学教授と介護予防地域づくりについてお話しする機会がありました。その中で仰っていたのは、介護保険料の増大と地域コミュニティの崩壊が課題だということで、今後ますます介護予防と地域に人が集まれる場所づくりが求められていくとのことでした。当組合には、市や町が直営又は委託により実施する通所教室（一般介護予防事業）が25事業あると思うのですが、教授は、これからはコンビニエンスストアくらいの数の事業所を持っておかないと課題が解決できないのではと仰っておりました。それだけの事業所を作るのは難しいかもしれませんが、それは公助であり、これからは自助、そして互助という部分も大切になってくると思います。地域住民がサンウェルなど居場所となる教室を運営できるように、黒部市では平成27年度から15回コースで地域支え合い推進養成講座というものを開催し、46名の方が受講され、私も受講させていただきました。その方々が最終的には地域サロン等を開設されているのですが、すべての方が利用者の満足を得られるような一定レベルにはなかなか届かないと考えます。そういったところで大事になってくるのが、みら一れテレビの番組ではないかと思うんです。体操したくても先生がいないとか、なかなか喜んでもらう時間を作りたくてもできないことが、みら一れテレビの番組でできるような気がします。現在の放送は、時間に関係なく繰り返しているだけのように感じるんですね。そうではなく、視聴者の年齢などで分けて観やすい番組編成を考えてはどうか。例えばお年寄りの場合、サロンを開設するのが午前中ならば、開設時間に健康体操や歌謡番組など、その世代に向けた番組を放送していただければ誰でも居場所づくりができるようになるのではないかと考えています。せっかく介護保険組合が運営するのだから、是非そのような番組を作っていただきたいと思います。しかしながら、番組編成というのは現場との意思疎通が大切だと思います。その点で、今の提案も含めて今後どのようにやっていくか、お願いします。

○議長（鬼原 征彦君）はい。「能登総務課長」、答弁をお願いします。

○総務課長（能登 昌幸君）介護の必要な方々が集まれるのは午前中の時間帯ということで、要望のあった時間帯に番組を放送するのは可能だということでもありますので、柔軟に対応できるかと思えます。

○議長（鬼原 征彦君）はい、「成川議員」

○4番(成川 正幸君) 契約者も伸び悩んでいるとのことでありまして、新川介護保険組合に移管したこのタイミングに、是非メリットを活かしてより良い放送局になるようにご期待いたしまして次の質問をさせていただきます。平成28年度7月施行の法改正についてです。

介護保険制度というのは私から見てもとても複雑ですごくわかりにくい。理解しても毎年毎年変わっていく状況なので、追いつくのがやっと思ひます。理解しておかないと事業者の不利益になることもあるので、そこはしっかりしていただきたいと思ひます。その中で、18名以下の事業所が地域密着型に移行するとのことでした。黒部市内をみるといくつかの施設がありますし、魚津市もこの新川管内をサービス範囲にしている事業所が4カ所程あります。今は18名ですが、今後法律がどんどん変わり人数も変更しないとは限らないと思ひます。そういう意味では常に動向調査をして人数を把握する必要があるのではないかとと思ひますがどうでしょうか。

○議長(鬼原 征彦君) はい。「能登総務課長」、答弁をお願いします。

○総務課長(能登 昌幸君) 言われたとおり、毎年のように制度が変わることもあり、本年4月から18名以下の事業所が地域密着型に替わります。2年3年後に人数が変更となる可能性はありますが、他の制度もいろいろ変わりますので、一つ一つ統計をとるのは難しい状況であります。今回の答弁書を作るのにも数字がすぐに出てくるシステムになっていないため、時間がかかっています。制度改正の審議が始まったという情報があれば、それに基づき調べていきたいと思ひますが、制度改正の先を見越して統計をとっていくのはなかなか難しいと思ひております。

○議長(鬼原 征彦君) はい、「成川議員」

○4番(成川 正幸君) 難しいのは重々承知しております。それでも、制度改正により施設運営が難しくなったり利用者が苦しむことがないように、制度改正がスムーズになされるようお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○議長(鬼原 征彦君) はい、以上で成川議員の質問を終了いたします。次に、「高野 早苗君」

○3番(高野 早苗君) それでは質問に基づきまして、介護職員不足対策の観点から2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、管内における介護職員の実態把握についてであります。

失業保険給付時などの再就職に向けての求職者支援訓練、現場資格取得もしくはパソコン取扱い支援が重要と感じました。求人も多く、ヘルパー2級資格は人気がありました。その反面、就職されてもじきに辞めていくという実態があります。退職の理由は、きつい、夜勤が1人体制で不安、賃金が安いなど、いろいろあると思ひますが、従事者同士や利用者との人間関係、つまり精神的ストレスが多いとも聞いております。まだまだ働ける資格を持った中高年は貴重な戦力であり、長続きさせるのも職員不足解消に繋がるのではないかとと思ひます。また、県内では施設内での虐待や殺人など、殺伐とした事件が報道されました。そこで、意見集約は改善などの指導に繋がるのではないかとこの観点から、管内において退職者をはじめとした従事者のアンケート等の現場の意見集約はされたことがあるのかお聞きします。

次に2点目、介護に関わる人の負担軽減の面から、質問させていただきます。負担を和らげる「介

「介護ロボット」の活躍が注目されてきております。介護職員の離職の原因の一つが腰痛ともいわれています。若い人が志を持って就職されても、腰を悪くして職替えるのは残念なことです。厚生労働省では介護ロボット導入に対する助成制度もあるようになりました。機械の手助けの有効な方法だと思います。力を必要とする介護場面での利用者に安心感を与える効果もあると思います。管内施設の現状、今後の取り組み見込みについてお聞きします。以上です。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「理事長 堀内 康男君」

○理事長（堀内 康男君） それでは高野議員の質問にお答えいたします。

1つ目の項目「介護職員不足対策について」の1点目「管内での従事者のアンケート等の現場の意見集約はされたことがあるのか。また現状は」について、お答えいたします。

当組合管内において、現場の意見のアンケートは行っておりませんが、昨年度から、介護従事者同士の現場での悩みなどの相談や意見交換を行うことにより、離職防止につなげようと、介護職員等情報交換会を実施しているところであります。今年度においても、先月実施し、約50人の介護従事者の参加があり、様々な意見交換を行っていただいたところであります。この情報交換会は、管内における処遇、待遇改善への直接的な意見を集約する場ではありませんが、処遇・待遇に関する意見も含めて、幅広い様々な意見が出されており、このような会をきっかけに、事業所間の連携が深まり、職員の質の向上が図られることにより、介護サービスが一層充実されることを期待しております。また、行政に対して出される意見がありましたら、積極的に耳を傾け、対応していきたいと考えております。

次に、2点目の「介護ロボットの助成制度の管内施設の現状、今後の取り組み見込み」についてお答えいたします。この助成制度につきましては、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する技術が活用される介護ロボットを利用することが、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるものとされ、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、介護事業所による購入が可能となるよう支援する制度として、国において、今年度の補正予算に組み込まれたものであります。この制度の実施においては、補正予算が、来年度に繰り越される予定となっており、現在、県において、各市町村に実施の意向調査が行われております。当組合におきましても構成市町と連携して、管内事業所の介護ロボット導入の意向確認をしているところであります。対象となる介護ロボットとは、移乗介助を補助する装着型の介護用マッスルスーツや赤外線センサーによる見守りシステムなどがあり、これらの利用により、介護従事者の身体的軽減を図るうえで大変有効なものであり、積極的な活用をして頂きたいと考えております。管内でも既に購入を希望している事業所もあり、その他の事業所においても、ニーズがあれば適正に対応してまいります。

「再質問」

○議長（鬼原 征彦君） それでは、再質問を認めます。「高野 早苗君」

○3番（高野 早苗君） はい。まず1番目のアンケート等の意見集約についてであります。意見交換会に50人程来られたと聞いて、次に繋がっていくかなと思ったんですけども、ただ言いつばなし聞きっぱなしではなく、その意見集約をもって介護保険組合でも率先的に指導の立場で皆さ

んにあたっていただきたいなという要望を出します。次に2番目の介護ロボットについてですが、私達も支援事業の勉強会で越野荘へ行って装着型の介護用マッスルスーツを見てきました。実際に利用者がベッドからベッドへ移動するのを見ていいなと思ったので、そういったものをどんどん利用していただいて、体の負担軽減に繋げていただきたいと思います。最後になりますが、現状についてのお話を次にどのように繋げていくのか、繋げなければならないと思っているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（鬼原 征彦君） それでは答弁を求めます。「能登総務課長」

○総務課長（能登 昌幸君） 今ほどの介護職員の情報交換会ですが、7、8グループに分かれてそれぞれの情報を交換していただいたわけであります。グループですから、突っ込んだ話もできますので、様々な意見や悩みが出ておりました。ある事業所で悩んでいることに対して他の事業所の方がアドバイスしたりしてますので、出来ればこういった集いの回数を増やし、できるだけ介護の質が高まるような会にしていきたいと思っております。

○議長（鬼原 征彦君） はい、「高野議員」

○3番（高野 早苗君） はい。今、年1回と言われましたが、お忙しいでしょうけれども皆さんと各施設の皆さんが意思疎通して少しでも不安が取り除かれてやる気が出るような横の繋がりができると嬉しく思います。よろしく願いいたします。

○議長（鬼原 征彦君） 以上で高野議員の質問を終了いたします。

次に本日の会議時間についてであります。議事の都合によりまして予めこれを延長いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは日程第5「議案第1号」から「議案第48号」以上48件を一括議題といたします。始めに討論を行います。討論はありませんか。はい、「松田議員」

○6番（松田 俊弘君） 私は、「議案第2号平成28年度当組合の介護保険事業と特別会計予算」及び「議案第4号平成28年度分担金に関する構成市町の分賦の額及び納付期日について」の議案2件については反対の立場にあります。今年度の介護保険事業の予算は昨年度に引き続き介護事業者を支払う介護報酬を大幅に引き下げたものとなっております。介護報酬の引き下げは多くの介護事業所の経営を圧迫しております。また介護労働者の確保をより困難にしております。介護施設が提供するサービスで最も手がかかるのはショートステイだと言われていますが、施設では職員不足でそのショートステイからのベッドもすべて活用できない所が広がっています。厚生労働省は介護職員の処遇加算を行ったことから、介護職員の待遇が改善されるかのように言われてきましたが、実態とはかけ離れていると考えます。多くの介護事業所の経営者は、より良いサービスの提供に十分な職員を確保したいと考えておられると思います。しかし、報酬単価の引き下げで経営が悪化し、職員確保が困難になっています。それにより現場の介護職員の負担が重くなるという悪循環が広がっています。本年度から導入された総合事業は、軽度の高齢者を安上がりなサービスに移すことで、給付額を減らすことを狙っていることは明らかです。また、そのサービス提供を市町村に担わせよ

うとしています。当局は給付と負担のバランスと言われてきましたけれども、負担には住民負担、国や地方自治体の負担もあります。確かに住民や市と町の負担は限界にきているということも認めます。政府は消費税を8%に引き上げる時に、増税分はすべて社会保障にまわすと言っていました。消費税増税により昨年の税収は8兆2,000億円増とされていますが、実際に社会保障の充実に使われているのは、わずか1兆3,500億円にしかすぎません。ですから、当局には堂々と国に対して介護保険の国庫負担分を増やすよう求めていくべきであることを強調しまして私の討論といたします。

○議長（鬼原 征彦君）はい。他に討論はありますか。討論が尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

まず、「議案第1号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号」及び「議案第4号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）起立多数であります。よって、「議案第2号」及び「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号」について、「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第5号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第6号」及び「議案第7号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第6号」及び「議案第7号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号」から「議案第12号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第8号」から「議案第12号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第13号」から「議案第45号」までについて、一括して「起立により」採決いたし



ます。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第 13 号」から「議案第 45 号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 46 号」から「議案第 48 号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第 46 号」から「議案第 48 号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第 47 号」及び「議案第 48 号」について、一括して「起立により」採決いたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第 47 号」及び「議案第 48 号」は原案のとおり可決されました。

#### 「議会運営に関する調査について」

○議長(鬼原 征彦君) 日程第 6、「議会運営に関する調査について」を議題といたします。本件を付託した議会運営委員会の調査の結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 木島 信秋君」

○議会運営委員長(木島 信秋君) 本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。

本委員会は、本日開催し、2月定例会の理事長提出予定議案 48 件について説明を受けた後、その取り扱いについて協議をいたしました。次に、同じく 2月定例会の会期、議事日程について協議し、その後議会運営に関する事項について協議をいたしました。

本年 4 月からケーブルテレビ事業の移管により、事業に関する議会審査について、介護保険事業とケーブルテレビ事業を同時に全員協議会にて行うのか、事業ごとに委員会を設けて、それぞれ審査するのかについて協議をいたしました。新たな組合のスタート時においては、新しい委員会は設けずに、今まで通り、全員協議会にて 2 つの事業の審査をしていくこととし、運営方法に変更の必要が生じた場合に、再度協議することと決定いたしました。

また、本委員会では、議会運営の効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長(鬼原 征彦君) はい、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審

査」であります。委員長の報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これをもって、「平成 28 年第 1 回新川地域介護保険組合議会 2 月定例会」を閉会いたします。

本議会は、新川地域介護保険組合としての最後の議会になりました。平成 11 年の第 1 回議会以来 16 年余に渡り、数々の議論を交わし、たくさんの議決をしてまいりました。私自身は、平成 26 年 6 月から本議会の議員となり、約 2 年の間、議会審議に参加してまいりました。4 月からは、「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合」という新たな組織でスタートを切ります。次回、8 月定例会からは、新しい名称での議会開催となります。新しい組合におきましては、新たにケーブルテレビ事業が加わりますので、気持ちも新たに、これまで以上に活発な議論を交わし、組合議員全員で新しい組合を盛り立ててまいりたいと思いますので、議員諸氏におかれましても、今後何卒宜しくお願い申し上げます。

それでは、最後に、理事長からご挨拶があります。宜しくお願いいたします。

○**理事長（堀内 康男君）** それでは、2 月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

当局から提案いたしました議案につきましては、慎重ご審議を賜り、滞りなく議了、ご承認いただきまして、心から感謝申し上げます。審議の過程におきまして賜りました様々なご意見につきましては、心して執行にあたってまいりたいと考えております。

今ほど、議長から心温まるお言葉を賜りましたところではありますが、ケーブルテレビ事業関係の予算及び条例をご承認いただきましたので、いよいよ 4 月から、当組合にてケーブルテレビ事業を開始いたします。まずはケーブルテレビでご契約いただいている視聴者の方に、これまで以上に喜んでいただけるように番組制作等していきたいと思っております。また、この事業が安定的に継続できるように様々な内容を精査し運営できるよう、心して進めてまいりたいと考えております。平成 28 年度は、現行の 1 市 2 町から各 1 名の職員派遣を継続し、事業のスムーズな継続に努めてまいります。平成 29 年度からは、指定管理者による事業の執行へと移行するよう準備を進めており、本年 5 月を目途に事業者の公募をしたいと考えております。公募前には、議会の皆様方へも公募概要の説明をさせていただくこととしておりますので、今後も皆様のお力添えを宜しく申し上げます。本日は大変ご苦勞様でございました。

○**議長（鬼原 征彦君）** ご苦勞様でした。以上で閉会します。

17 時 01 分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 2月24日

新川地域介護保険組合議会議長

署名議員

署名議員